

令和8年度渋谷区ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により本区へ寄附を行った区外在住者に対して、お礼の意味を含めた商品やサービスを進呈することにより、本区の魅力発信、産業振興、観光促進の充実に図るため、寄附者への返礼品提供事業者を募集する。

2 応募事業者の要件

登録できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 各種法規制、条例に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 原則として、本社、支店、事業所、工場、店舗等又は返礼品のサービス提供場所が区内であること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと。
- (6) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年11月1日条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。

3 返礼品について

(1) 採用要件

返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、詳細な要件については、地場産品基準（[平成31年総務省告示第179号（令和6年6月28日改正・令和7年10月1日から適用）](#)）（[平成31年総務省告示第179号（令和7年6月24日改正・令和8年10月1日から適用）](#)）に適合するものとする。

- ① 渋谷区の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- ② 区内で生産、製造若しくは加工されているもの、主要な部分に区内の原材料を使用しているもの、又は、区内で提供されるサービスのいずれかに該当すること。

ただし、区内で主要な工程が製造品の企画立案や商品設計、研究開発等、製造品に実質的な変更を加える製造・加工である場合には、当該製造品の製造業者により、当該製造品の価値の過半が区内で生じている旨の証明がなされた場合、返礼品として認定することがある。

なお、区内で提供されるサービスについては、区外製造品の物販は原則対象外とする。

- ③ 食事券や各種サービス利用券について、ふるさと納税の返礼品以外の用途で利用できないように必要な措置を講じること。
- ④ 食事等サービスを提供する店舗について、区域外に同一店舗を展開する事業者は、原則認定の対象外とする。ただし、渋谷区との関連性が認められる場合（本社及び店舗所在地のみでは不可。認定される例として、当該店舗限定のメニューの提供等）を除く。
- ⑤ 区内に所在する宿泊施設について、東京都外に同一宿泊施設を展開する事業者は、宿泊の提供に係る役務の費用の額を一夜につき一人当たり五万円を超えないものとする。
- ⑥ ②の規定にかかわらず、区の Mascot など返礼品が渋谷区の広報を目的とした渋谷区独自のものと認められるものについては、区外製造品でも認定することがある。ただし、認定された返礼品を提供できるのは令和8年9月30日までとする。
- ⑦ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うものとする。
- ⑧ 食品（飲料を含む）の場合は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。
- ⑨ 役務の提供については、一定の利用期間を設けること。ただし、寄附者から問い合わせがあった場合には柔軟に対応すること。
- ⑩ イベント等への参加権利については、当該イベント中止時の寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議を行うこと。
- ⑪ 医療行為（人間ドック等の健康診断は除く）及び医薬品でないこと。
- ⑫ 食品（飲料を含む）を返礼品として提供する場合は、食品の産地名の適正な表示を確保すること。また、提供する食品について、アレルギー成分および原材料を明示すること。

（2）返礼品の転売対策

施設利用券等のチケットを発券する場合は、転売対策の措置を講ずること。

（3）返礼品の価格

返礼品の提供価格は、事業者での通常販売している価格とし、価格にはサービス料、諸税、梱包費用、その他事務経費を含むものとする。ただし、送料については区で負担するため、提供価格には含めないこととする。

（4）必要寄附額

区は、提供価格及び送料、募集に関する経費等を基に必要寄附額を定める。

（5）返礼品の発送方法

返礼品の発送については、区が承認した場合を除き、返礼品の送付状況が追跡できる

方法とすること。

また、金券類の発送については、印紙税法上で有価証券に該当するため、発送にあたっては、日本郵便を利用すること。

(6) 返礼品の再送

クレーム、返礼品の未着等により商品の回収及び再配送を行った場合の費用負担については、返礼品提供事業者の負担とする。

ただし、返礼品の未着により再送する場合は、(5)の方法で発送されたもので、区が再送を指示した場合にその費用を負担する。(チケットについては、(2)の措置を講じたものについてのみ、無効化処置後のチケット再送分の送料を区が負担する。)

寄附者都合等、返礼品提供事業者に瑕疵のない理由により再配送を行った場合は、区と事前に協議し、その費用負担を決定する。

(7) その他

- ① 区は、返礼品の画像、商品名、事業者名などをふるさと納税ポータルサイトに掲載する。また、区が広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- ② 返礼品提供事業者は、商品の発送に当たって、自社の商品のカタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。
- ③ 返礼品提供事業者は、渋谷区ふるさと納税の返礼品に選ばれていることを店頭やホームページ等でPRすることができる。

4 応募方法

(1) 受付期間

令和8年12月18日まで

区で審査を行った後に、区で認定可能と判断した場合には、総務省とのふるさと納税の返礼品の適合性についての協議を行います。なお、認定可否の決定時期は下記を予定しております。

| 提出日 | 認定可否の時期 |
|--------------|----------|
| 令和8年3月31日まで | 令和8年6月頃 |
| 令和8年6月30日まで | 令和8年9月頃 |
| 令和8年9月30日まで | 令和8年12月頃 |
| 令和8年12月18日まで | 令和9年3月頃 |

(2) 提出書類

- ① 渋谷区ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書(様式1)
- ② 返礼品申請書(様式2)
- ③ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料

(3) 提出方法

「1 2 申込先・問い合わせ先」まで原則としてE-mailによる。E-mailにより提出できない場合は郵送での提出すること。

また、事業者概要について、ホームページ等で確認できる場合については、そのアドレスを提出時のメールにて通知することで、提出を省略することができる。

5 返礼品の軽微な変更及び取消について

返礼品の認定項目の変更（数量の変更や提供価格の変更に限る）及び取消をする場合は、「渋谷区ふるさと納税登録内容変更申請書」（様式3）に、必要事項を記入して提出すること。また、認定通知書の認定項目以外の変更については、「渋谷区ふるさと納税登録内容変更届」（様式4）に、必要事項を記入して報告すること。

なお、申請受付については、4 応募方法（1）受付期間にかかわらず随時受け付ける。

6 返礼品の追加

返礼品の追加を行う場合については、「返礼品申請書」（様式2）に、必要事項を記入して提出すること。なお、受付期間は、4 応募方法（1）受付期間と同様とする。

7 返礼品の審査について

応募のあった返礼品については、申込内容等から総合的に判断して、提供事業者・返礼品等を決定し、総務省にふるさと納税の返礼品としての適合性についての申請を行う。適合性の審査が終了次第、その結果を区から申込者へ通知する。

なお、区審査で登録不可となった場合には、総務省との協議に付さずに、事業者に通知をする。

8 登録の有効期限

登録事業者の登録有効期限は、認定された年度の年度末までとする。

登録満了日までに登録辞退の申し出がない場合は、自動継続するものとする。

9 事業者情報の変更について

事業者所在地、連絡先、担当者等が変更となった場合には、「渋谷区ふるさと納税登録内容変更届」（様式4）に、必要事項を記入して報告すること。

10 ふるさと納税業務の事務委託について

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適性管理、寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を区が選定する事業者業務委託している。返礼品が採用となった場合には、区が指定する委託事業者と返

礼品の供給に係る契約の取り交わしを必須とする。

(委託事業者)

事業者名：シフトプラス株式会社

住 所：宮崎県都城市宮丸町3070-1

代表者名：代表取締役 中尾 裕也

1.1 その他留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、[個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）](#) 及び関係法令を遵守すること。
- (2) 審査の結果、登録となった場合であっても、採用要件や返礼品の基準等を満たしていないことが判明した場合、返礼品としての取り扱いに支障がある事由が生じた場合、渋谷区のイメージを損なうような事例があった場合は、返礼品としての取り扱いを終了することがある。
- (3) 返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、区は一切責任を負わない。事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、内容について委託事業者を通じて速やかに区に報告すること。
- (4) 店舗の改装や移転、閉店等により、返礼品の提供ができない（有効期限があるものについては、有効期限内に使用ができなくなる場合も含む）恐れがある場合には、速やかに区に報告すること。
- (5) 返礼品提供事業者は、返礼品の決定後に区が契約する委託事業者よりポータルサイト掲載等のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合、別途委託事業者に提出すること。
- (6) 本要項に定めのない事項並びに本要項に疑義が生じた場合は、渋谷区総務部総務課と協議のうえ解決するものとする。

1.2 申込先・問い合わせ先

渋谷区ふるさと納税サポート室

住所：〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波二丁目48番地1 熊谷大栄ビル1階2号室

電話：050-5530-3416

Eメール：support@shibuya.furusato-1g.jp